

第132回香川県都市計画審議会議事録

日時：平成28年2月9日（火）

午後2時00分から午後2時30分

場所：香川県庁12階 大会議室

第132回香川県都市計画審議会議事録

1. 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年2月9日(火) 午後2時00分から午後2時30分

(2) 場 所 香川県庁12階 大会議室

2. 出席委員の氏名

(1) 委 員

1号委員

藤本 智子、川口 洋子、岩崎 敬子、白木 渡、田村 照栄、柴田 潤子

2号委員

仲家 修一(代理 林 康夫)

石橋 良啓(代理 谷脇 準蔵)

4号委員

香川 芳文、高城 宗幸、三野 康祐

臨時委員

瀬部 充一(代理 石垣 融二)

以上 12名

専門委員

葛西 剛

以上 1名

3. 定足数の確認

条例第5条第1項に基づき、委員の過半数が出席し、会議の定足数を満たしていることを確認する。

4. 会議の公開の確認

運営規程第5条第1項に基づき、会議を公開で行うことを確認する。

5. 議事録署名委員指名

運営規程第7条第2項に基づき、議長が川口委員と香川委員を指名する。

6. 参考人の出席

運営規程第6条に基づき、高松市の職員が参考人として出席して、必要に応じ、意見を述べることについて委員一同が同意する。

7. 議事

○議案第1号 高松広域都市計画臨港地区の変更について

事務局が説明した後、質疑応答に入る。

(三野委員)

- ・ 朝日地区と玉藻地区の臨港道路について臨港地区に指定する理由は何か。
- ・ 玉藻地区の臨港道路がこのような形状になった理由は何か。

(事務局)

- ・ 臨港道路については、港湾管理者が港湾施設として整備し、現在も港湾管理者が所有、管理しているもので、今回、臨港地区に追加指定する。用途が市街地の道路と同様になったと判断され、また、高松市が市道認定をして、管理するよう協議が整えば、臨港地区の指定を外すとともに、臨港道路としての用途を廃止し市道に移管したいと考えている。
- ・ 港湾管理者が整備した臨港道路のうち、市道に移管できずに残った部分があり、その部分がそのような形状で残ってしまったものである。

(高城委員)

- ・ 香西地区の埋立地について、県内の企業から要望があったが、その後の状況はどのようなになっているか。
- ・ 香西地区の埋立地の公募について、議会への説明は今後あるのか。

(事務局)

- ・ 香西地区の埋立地については、昨年の9月に県内企業から新工場の建設予定地として決定し、公募に参加するにあたり、工業用地の拡張や来年度半ばごろの引き渡しを希望する旨の要望があった。
この要望に応えるため、県では港湾計画の変更を昨年10月に行い、埋立免許の変更を今年1月に行ったところである。
また、今年度中の埋立工事完了に向けて、現在、事業を進めているところである。

- ・ 売却先が決まれば財産処分の議案を議会に提案したい。公簿については、今後、公有財産管理審査会に諮って、手続きを進めていきたい。

(白木会長)

- ・ 香西地区の埋立地は、緑地になるのではなかったか。
- ・ 香西地区の埋立地に関し、公共工事の削減などで事業の進捗に不安があったように思うが、埋立用の土砂はどのように確保したか。

(事務局)

- ・ 当埋立地は、当初から緑地とともに工業用地も計画していた。県内企業からの要望により工場用地の面積が拡大することとなったため、面積は縮小するが、緑地の整備は行う。
- ・ 当埋立地は、建設残土、浚渫土砂及び産業廃棄物の処分場であり、埋立用の土砂については、それらで確保できた。

(葛西委員)

- ・ 香西地区の埋立土砂については、現在、NEXCOがトンネルを掘っており、その土砂も有効活用した。

その他特に質疑はなく、全員一致により、原案どおり可決される。

— 審 議 終 了 —

以上のとおり相違ありません。

議事録署名委員
